

第5章 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項

特定空家等とならないための予防対策の一環として、利活用可能な空家等は所有者等や入居希望者に対し活用を促します。

また、空家等がやむを得ず除却された跡地は、町がその跡地を含めた地域資源として有効に利活用されるように（移住促進のための住居等）、その方策を検討することが必要です。

そのため、下記の取組により、空家等の利活用対策を推進していきます。

1 空家等の利活用の意識啓発

（1）空家等の所有者等からの申し出がなければ利活用を推進することができないため、固定資産税の納税通知書に利活用のパンフレットを同封する等して意識啓発を進めていきます。

（2）ホームページ等で情報発信を進めています。

2 利活用を促進するための情報提供

（1）空家等の所有者等から利活用の相談を受けた場合は、相談者の意向に応じたアドバイスを行います。

（2）行政区、NPO法人、小川町移住サポートセンター等と連携します。

3 空家等情報の管理

空家等に関する調査（第3章 空家等の調査に関する事項を参照）のデータベースを整備します。

4 補助金制度

（1）町が実施中の以下の補助金に加えて、新たな補助制度の創設を検討していきます。

小川町内産木材等利用リフォーム補助金

（2）国土交通省が所管する社会资本整備総合交付金の基幹事業である空き家再生等推進事業を活用しての有効活用策を検討します。

（3）埼玉県が実施する補助制度を紹介します。

埼玉県多子世帯向け中古住宅取得・リフォーム補助制度（住宅課）等

5 利活用対策

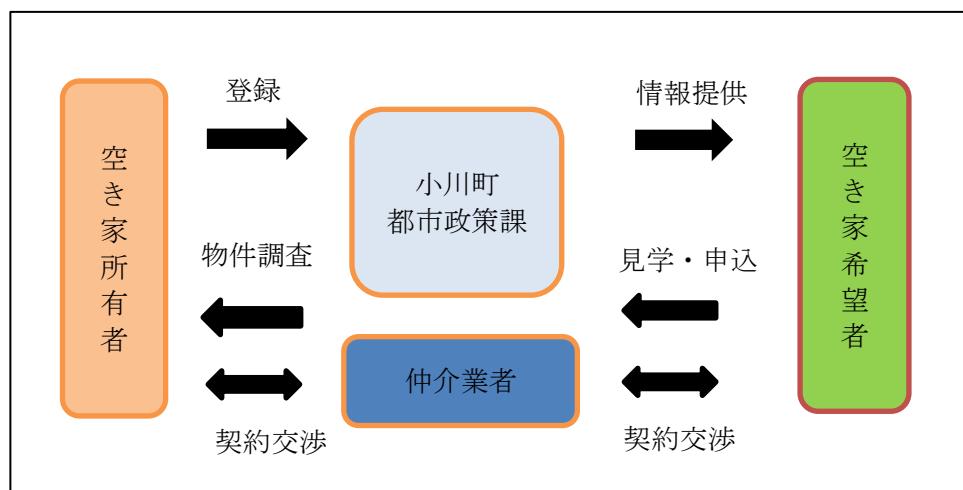
(1) 利活用対策の検討

空家等の利活用対策については、庁内検討会（第8章 空家等に関する対策の実施体制に関する事項を参照）が、検討を行う場として推進していきます。

跡地についても、公的利用を含めて利活用することを検討します。

(2) 小川町空き家情報バンク制度

空き家の所有者から貸したい、売りたい物件を登録していただき、移住・定住を希望する方に対し、町内の空き家物件を紹介する制度です。



(3) 移住支援（移住サポートセンター事業）

移住が円滑になることを目的に各種情報（空き家の情報、暮らしの情報等）を集約し、移住希望者に情報提供を行います。

(4) 体験施設等として整備、活用

空き家を、居住環境の改善及び地域の活性化に資する滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等として整備し、活用します。

(5) 農業研修者及び従事者の居住環境の活用

農業研修者及び従事者の就業を支援するため、空き家を活用します。